

宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの
軌道運送高度化実施計画の認定申請に係る審議（第6回）

1. 日 時

平成28年8月30日（火） 10時00分～12時30分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 堀家、川崎、木村

4. 議事概要

- 6月21日（火）、7月5日（火）及び19日（火）並びに8月2日（火）及び23日（火）の審議を踏まえ、委員相互間で軌道運送高度化実施計画の認定基準に照らして慎重に討議を行った結果、本件については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第9条第3項に基づき国土交通大臣が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をすることが適当であるとの結論を得た。
- 事案処理職員から答申案及び答申に付す要望事項案について説明を聴取した後、委員相互間で討議を行ったところ、要望事項案について、
 - ①定住促進策を積極的に行うよう自治体に対して指導するように国土交通大臣に求めるのは、憲法で保障されている居住移転の自由に反するとの誤解を生じるおそれがあるので、表現を工夫する。
 - ②申請者には、地元住民に対し軌道運送高度化事業の内容のみならず、その目的や期待される効果等についても丁寧に説明をしていただきたいので、その点に係る申請者に対する必要な助言・指導についても盛

り込む。
こととなった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。